

排水設備工事設計施工指針 新旧対照表

現 行	改 訂 版	備 考
<p>【解説】</p> <p>公共下水道の供用が開始された場合においては、その排水区域内の土地の下水を公共下水道に流入させるため、排水設備を遅滞なく設置しなければならない。</p> <p>なお、<u>くみとり便所が設けられている建築物の所有者は、法第11条の3第1項によって処理開始の日から3年以内、室蘭市下水道条例第4条においては、便所を含む排水設備を6箇月以内に設置しなければならない。</u></p>	<p>【解説】</p> <p>公共下水道の供用が開始された場合においては、その排水区域内の土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を遅滞なく設置しなければならない。</p> <p>なお、<u>室蘭市下水道事業条例第4条においては、この排水設備の設置を6箇月以内にしなければならないと定めている。</u></p> <p>また、<u>法第11条の3第1項の規定により、終末処理場による下水の処理が開始された場合においては、その処理区域内にくみとり便所が設けられている建築物を所有する者は、3年以内にその便所を水洗便所に改造しなければならない。</u></p>	<p>P.9</p> <p>§6 排水設備の設置の【解説】の修正</p>